

三河家住宅保存活用検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 徳島市が寄付を受けた国指定重要文化財三河家住宅（以下「三河家住宅」という。）の保存および活用に関する計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を検討するため、三河家住宅保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三河家住宅の保存活用に向けた方策に関すること。
- (2) そのた、委員会の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、三河家住宅の保存および活用に関する学識経験者10人以内の委員をもって組織し、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条の計画策定をもって終了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外のものに委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に事務局を置き、事務局職員には社会教育課の職員をもって充てる。

- 2 事務局は、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は平成23年10月20日から執行する。

三河家住宅保存活用検討委員会 委員名簿

(区分ごとに五十音順)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	清水 真一	徳島文理大学文学部	建築
2	〃	玉 有 繁	徳島文理大学総合政策部	地域計画
3	〃	山 中 英 生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部	地域連携
4	各種団体代表者	上 野 静 夏	NPO法人TOKUSHIMA雪花菜工房	NPO活動
5	〃	梯 学	とくしま観光ガイドボランティア会	観光
6	〃	金 森 直 人	サーブ	まちづくり
7	〃	坂 田 千 代 子	(株)あわわ	情報
8	〃	中 村 英 雄	NPO法人新町川を守る会	NPO活動
9	〃	矢 部 洋 二 郎	徳島市公共建築課	建築